㈱1）容器及び包装が、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
2）作動部分は、輸送中に作動し相互に又は外装容器の内面と接触しないよう緩衝材を詰めること。
3）外装容器への収納個数は、24個以下とすること。

「680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器						単一容器及び複合容器	
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1888	ガラス製又は陶製容器	１ℓ	2.5ℓ	60ℓ	220ℓ	１A２，１B２，１G，１H２，１N２，３A２，３B２，３H２，４A，４B，４C１，４C２，４D，４F，４G，４H１，４H２	220ℓ	１A１，１A２，１B１，１B２，１H１，１H２，１N１，１N２，３B１，３B２，３H１，３H２，３A１，３A２，複合容器，シリンダー
	プラスチック製容器	１ℓ	2.5ℓ					
	金属製容器	2.5ℓ	５ℓ					

㈱　内装容器は、吸収材を詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
1888	３	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	２ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「681」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器						単一容器及び複合容器	
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容容量	容器の種類
3361 3362	ガラス製又は陶製容器	１ℓ	１ℓ	１ℓ	30ℓ	１A２，１D，１G，１H２，４A，４C１，４C２，４D，４F，４G，４H１，４H２	30ℓ	１A１，３A１，６ＨＡ１，鋼製シリンダー
	鋼製容器	１ℓ	５ℓ					

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

⑺　腐食性物質

「Y840」及び「Y841」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y840	２	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y841	３	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	１ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。